

阪大分会ニュース

関西单一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handabunkai.xxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

石橋組合員の地位確認裁判

大阪高裁不当判決を弾劾する！

7月14日、石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇の無効を訴えた裁判において、大阪高裁は「控訴棄却」という不当判決をおこなった。判決は、大阪地裁不当判決を維持することが大前提のため、我々の主張に対しきちんと応えなかった。石橋組合員の12年間の労働実態を全く無視した非常勤職員差別判決であり、絶対に認めることはできない。我々は強い憤りをもって不当判決を弾劾する。なお、我々は7月20日に上告し、8月17日に阪大本部に対し抗議行動をとりくみ、大学の雇用責任追及と原職復帰を要求した。

法を守るべき裁判所が、労契法19条を無視！

我々はこの裁判で、有期契約労働者の雇用の安定という観点から法制化された労働契約法19条の該当性を主張してきた。また、不安定な有期雇用で働く全ての労働者の共通のテーマである不更新条項の合意の成否を重要な争点としてきた。

第1に、石橋組合員は法人化前に採用され、これまで反復更新されてきたから、大学との雇用契約は実質上期間の定めのない契約と異なる状態にあるか（19条1号）、契約更新が合理的に期待される場合にあたり（19条2号）、2015年3月31日の期間満了の雇止めは解雇法理の適用ないし類推適用により無効であると主張してきた。

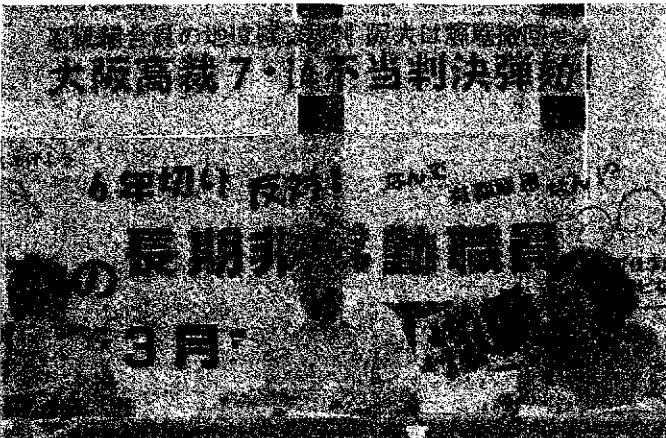
これに対して、大阪地裁は①法人化後3回の更新②法人化後11年継続雇用③「臨時の業務ではない」と事実認定をした。これらは19条が適用される中身であり、この事実だけで解雇は無効となるはずであった。ところが、大阪地裁は④更新の手続きが形骸化しているとはいえない⑤「当分の間」はいずれ終わると認識した⑥大学が「定年まで働く」といったことは認められないと誤った事実認定を付け加え、19条を適用せず、不更新条項の判断を避け、大学の解雇を容認した。

大阪高裁はこの地裁判決を維持するために、さら

に大学の捻じ曲げた主張を取り出し、補強した。特に、地裁判決が認定した③「臨時の業務ではない」を否定し、「業務内容が常勤職員と全く同じというわけではなく」とした。しかし、石橋組合員の人間科学研究科図書室の仕事は恒常的な業務で、景気変動する業務や季節的・臨時的業務ではない。大学の現場の実態は、混然一体とした業務を各職員が分担しているのであって、業務内容で常勤と非常勤と分けすることはできない。それなのに、高裁があえて「臨時の業務ではない」と否定した意図はなにか。それは、常勤職員＝「恒常的業務」＝無期雇用、非常勤職員＝「補助的業務」＝有期雇用という大学の主張を擁護し、石橋組合員ら長期非常勤職員の解雇を正当化するためである。

「不更新条項」に署名押印させれば、理由のない解雇が認められるのか！

第2に、2013年4月の契約更新に際して、大学が



「2年・更新なし」という不更新条項を入れたことについて、我々は労働者の窮屈状態に乗じて強行規定である労契法19条（雇止め法理）の潜脱を図るものであり、公序良俗違反で無効であると主張してきた。石橋組合員は「これまで通り3年契約」を要求したが、大学は「2年・更新なし」の契約書に署名押印を強要した。石橋組合員は抗議し続けたが、署名押印しなければその時点で解雇になるので署名押印した。この契約締結に至る経過等を踏まえず、判決は結論を当てはめているだけで、なぜその結論にいたるのかについて何一つ丁寧に述べていない。それどころか、高裁判断は「大学の好きなようにしてよい」といっているのと同じだ。労契法19条対策として、使用者側は不更新条項を盛り込んだ契約書を作成するのだ。「働かないと生きていけない」と訴えた非正規労働者の声を、躊躇することなく切り捨てた大阪高裁を絶対に許さない！我々は上告して闘い続けることを宣言する。

「裁判所の思考停止だ！」「政治的判断だ！」

法廷には、官製ワーキングプア実行委員会、関西争議交流会、釜力崎パトロールの会のメンバーをはじめ、関西で非正規問題を闘う約30名の仲間たちから不当判決に対する怒りの声が響き渡った。判決弾劾報告集会では、不当判決に糾弾する発言が次々と

あがつた。特に、「（石橋組合員以外には）2015年3月末退職について不服を申し立てた者はない」という一文に、石橋組合員を支援してきた元長期非常勤職員から「これはひどい。誰も納得して辞めたのではない」と強く抗議した。北泊さん（阪大教員）は裁判・集会に参加できないからと、メッセージにて「労働現場をめぐる裁判では、何をもって『勝利』とするかという問題がある」と重要な提起をされた。「大阪大学の非常勤職員闘争の到達点といえる『矢崎闘争』では、最高裁まで争って最終的には『敗訴』したが、簡単に首を斬られることを大学側に抑制させたという点で大きな意味があった」「荒廃した大学の現場であるが、石橋さんが今回声をあげてくれたことは、大阪大学の民主化闘争に道を開いてくれるもの」「石橋さんの裁判闘争の成果があったとすれば、大阪大学の民主化においてあの裁判が大きな画期であった、と後世に語り継がれるようになることではないでしょうか？私はそのように願っています」と。このメッセージを胸に、我々は非常勤職員が安心して働き続けられるまで、闘いを続けていくこうと心を一つにした。

9月23日「なくそう！官製ワーキングプア集会」
(エルおおさか)へ参加しよう。

高裁判決を受けて

阪大分会 石橋美香

「なぜ、働き続けられないのか」と訴えた地位確認裁判だが、その謎は大阪高裁判決でも解明されないままだった。大阪高裁は、大阪地裁判決を維持する前提で「作文」したに過ぎない。それは、非正規労働者であれば、有期雇用であれば、大学の好きなように解雇してよいと言っているに等しい。このように非正規労働者をないがしろにした判決に怒り心頭だ。

なぜ疑問が解消されないのか？ それはこの170人の長期非常勤職員の解雇に「期間満了」以外の理由がないからだ。複数回更新されてきた労働契約を打ち切るには、客観的に合理的な「更新しない」理由が必要なのだ。契約書に「次回更新しませんよ」と書けば、「期間満了」と労働者から職を奪える、生きていく糧を奪える。そのような正当化を許すわけにはいかない。

ただ、働き続けるということがなぜこんなに困難なのか？ 安心して働き続けられる社会が「当たり前」になるまで闘い続けなければならない。

皆様、高裁への署名活動にご協力くださいまして有難うございました。



労働契約法18条の無期転換権を勝ち取ろう！

阪大分会ニュース

関西單一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

石橋組合員の地位確認裁判

大阪高裁不当判決を弾劾する！

7月14日、石橋組合員ら長期非常勤職員の2015年3月末解雇の無効を訴えた裁判において、大阪高裁は「控訴棄却」という不当判決をおこなった。判決は、大阪地裁不当判決を維持することが大前提のため、我々の主張に対しきちんと応えなかった。石橋組合員の12年間の労働実態を全く無視した非常勤職員差別判決であり、絶対に認めることはできない。我々は強い憤りをもって不当判決を弾劾する。なお、我々は7月20日に上告し、8月17日に阪大本部に対し抗議行動をとりくみ、大学の雇用責任追及と原職復帰を要求した。

法を守るべき裁判所が、労契法19条を無視！

我々はこの裁判で、有期契約労働者の雇用の安定という観点から法制化された労働契約法19条の該当性を主張してきた。また、不安定な有期雇用で働く全ての労働者の共通のテーマである不更新条項の合意の成否を重要な争点としてきた。

第1に、石橋組合員は法人化前に採用され、これまで反復更新されてきたから、大学との雇用契約は実質上期間の定めのない契約と異なる状態にあるか（19条1号）、契約更新が合理的に期待される場合にあたり（19条2号）、2015年3月31日の期間満了の雇止めは解雇法理の適用ないし類推適用により無効であると主張してきた。

これに対して、大阪地裁は①法人化後3回の更新②法人化後11年継続雇用③「臨時の業務ではない」と事実認定をした。これらは19条が適用される中身であり、この事実だけで解雇は無効となるはずであった。ところが、大阪地裁は④更新の手続きが形骸化しているとはいえない⑤「当分の間」はいずれ終わると認識した⑥大学が「定年まで働く」といったことは認められないと誤った事実認定を付け加え、19条を適用せず、不更新条項の判断を避け、大学の解雇を容認した。

大阪高裁はこの地裁判決を維持するために、さら

に大学の捻じ曲げた主張を取り出し、補強した。特に、地裁判決が認定した③「臨時の業務ではない」を否定し、「業務内容が常勤職員と全く同じというわけではなく」とした。しかし、石橋組合員の人間科学研究科図書室の仕事は恒常的な業務で、景気変動する業務や季節的・臨時的業務ではない。大学の現場の実態は、混然一体とした業務を各職員が分担しているのであって、業務内容で常勤と非常勤と分けすることはできない。それなのに、高裁があえて「臨時の業務ではない」と否定した意図はなにか。それは、常勤職員＝「恒常的な業務」＝無期雇用、非常勤職員＝「補助的業務」＝有期雇用という大学の主張を擁護し、石橋組合員ら長期非常勤職員の解雇を正当化するためである。

「不更新条項」に署名押印させれば、理由のない解雇が認められるのか！

第2に、2013年4月の契約更新に際して、大学が



「2年・更新なし」という不更新条項を入れたことについて、我々は労働者の窮屈状態に乗じて強行規定である労契法19条（雇止め法理）の潜脱を図るものであり、公序良俗違反で無効であると主張してきた。石橋組合員は「これまで通り3年契約」を要求したが、大学は「2年・更新なし」の契約書に署名押印を強要した。石橋組合員は抗議し続けたが、署名押印しなければその時点で解雇になるので署名押印した。この契約締結に至る経過等を踏まえず、判決は結論を当てはめているだけで、なぜその結論にいたるのかについて何一つ丁寧に述べていない。それどころか、高裁判断は「大学の好きなようにしてよい」といっているのと同じだ。労契法19条対策として、使用者側は不更新条項を盛り込んだ契約書を作成するのだ。「働かないと生きていけない」と訴えた非正規労働者の声を、躊躇することなく切り捨てた大阪高裁を絶対に許さない！我々は上告して闘い続けることを宣言する。

「裁判所の思考停止だ！」「政治的判断だ！」

法廷には、官製ワーキングプア実行委員会、関西争議交流会、釜力崎パトロールの会のメンバーをはじめ、関西で非正規問題を闘う約30名の仲間たちから不当判決に対する怒りの声が響き渡った。判決弾劾報告集会では、不当判決に糾弾する発言が次々と

あがつた。特に、「(石橋組合員以外には)2015年3月末退職について不服を申し立てた者はない」という一文に、石橋組合員を支援してきた元長期非常勤職員から「これはひどい。誰も納得して辞めたのではない」と強く抗議した。北泊さん（阪大教員）は裁判・集会に参加できないからと、メッセージにて「労働現場をめぐる裁判では、何をもって『勝利』とするかという問題がある」と重要な提起をされた。「大阪大学の非常勤職員闘争の到達点といえる『矢崎闘争』では、最高裁まで争って最終的には『敗訴』したが、簡単に首を斬られることを大学側に抑制させたという点で大きな意味があった」「荒廃した大学の現場であるが、石橋さんが今回声をあげてくれたことは、大阪大学の民主化闘争に道を開いてくれるもの」「石橋さんの裁判闘争の成果があったとすれば、大阪大学の民主化においてあの裁判が大きな画期であった、と後世に語り継がれるようになることではないでしょうか？私はそのように願っています」と。このメッセージを胸に、我々は非常勤職員が安心して働き続けられるまで、闘いを続けていくこうと心を一つにした。

9月23日「なくそう！官製ワーキングプア集会」
(エルおおさか)へ参加しよう。

高裁判決を受けて

阪大分会 石橋美香

「なぜ、働き続けられないのか」と訴えた地位確認裁判だが、その謎は大阪高裁判決でも解明されないままだった。大阪高裁は、大阪地裁判決を維持する前提で「作文」したに過ぎない。それは、非正規労働者であれば、有期雇用であれば、大学の好きなように解雇してよいと言っているに等しい。このように非正規労働者がないがしろにした判決に怒り心頭だ。

なぜ疑問が解消されないのか？それはこの170人の長期非常勤職員の解雇に「期間満了」以外の理由がないからだ。複数回更新されてきた労働契約を打ち切るには、客観的に合理的な「更新しない」理由が必要なのだ。契約書に「次回更新しませんよ」と書けば、「期間満了」と労働者から職を奪える、生きていく糧を奪える。そのような正当化を許すわけにはいかない。

ただ、働き続けるということがなぜこんなに困難なのか？安心して働き続けられる社会が「当たり前」になるまで闘い続けなければならない。

皆様、高裁への署名活動にご協力くださいまして有難うございました。



労働契約法18条の無期転換権を勝ち取ろう！